

障害者優先調達推進法に基づく平成 26 年度調達方針の策定について

平成 26 年 5 月 7 日
健康福祉部障がい福祉課

1 これまでの取組状況

平成 25 年度から施行された障害者優先調達推進法に基づき、県では、平成 25 年 8 月に調達方針を策定し、障害者就労施設等への優先的な調達に全庁的に取り組んできました。

その結果、平成 25 年度の調達実績は、調達目標 5,070 万円（障害者就労施設等：1,270 万円、障がい者雇用促進企業：3,800 万円）を上回る見込みとなっています。

2 平成 26 年度調達方針

平成 26 年度の調達方針については、こうした取組状況や、障がい者の新たな就労の場として社会的事業所が創業される予定であることなどを踏まえ、次のような見直しを行い策定します。

(1) 調達目標

平成 26 年度予算を踏まえて全所属で検討した調達目標に基づき、平成 25 年度を上回る 5,420 万円以上とします。（内訳別紙）

(2) 対象施設

障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業のほか、新たに優先調達の対象とする施設等として、社会的事業所を追加します。

(3) その他

時点修正その他、必要な文言修正を行います。

3 今後のスケジュール

- ・平成 26 年 5 月 7 日 県障がい者支援施策総合推進会議にて調達方針決定
- ・平成 26 年 5 月～ 平成 26 年度調達方針に基づく優先調達の推進
- ・平成 26 年 6 月 平成 25 年度調達実績の公表